

商 工 省

-----

No.7088/BCT-DL

屋上太陽光発電の実施  
ガイダンスに関して

在ベトナム日本大使館作成仮和訳  
ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

-----

ハノイ，2020年9月22日

送 付 先：

- (地方政府の) 省，中央直轄市の人民委員会
- ベトナム電力公社 (EVN)

2020年4月6日，政府首相は，ベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関する決定 No.13/2020/QĐ-TTg (決定 No.13) を公布した。決定 No.13 の各規定に基づき，2020年7月17日，商工省は，プロジェクト開発及び太陽光発電プロジェクトに適用するモデル電力売買契約に関して規定する通達 No.18/2020/TT-BCT (通達 No.18) を公布し，それには，屋上太陽光発電 (ĐMTMN) の開発に関する各規定がある。2020年2年11日付2045年を見据えた，2030年までのベトナムの国家エネルギー開発戦略の方向性に関する政治局決議 No.55-NQ/TW の精神，並びに決定 No.13 及び通達 No.18 の規定に正しく従った ĐMTMN の開発を確保するため，商工省は，以下のとおり具体的にガイダンスを行う：

1. ĐMTMN システムに関して

a) 決定 No.13 第3条第5項において，ĐMTMN システムを定義する。

b) ĐMTMN システムは，以下をもとに，独立した機能を有する建造物の屋根に設置されなければならない：

(i) 「建造物」は，2014年建設法第3条第10条において規定される。建造物 (新設，改築，修理を含む) は，投資，建設，環境，防火及び防爆，土地等に関する現行法令の規定に従って，投資及び建設される；

(ii) 「建造物の屋根」とは，2016年3月10日付建設省通達 No.03/2016/TT-BXD 付録2において規定する家の屋根，家状の構造物の屋根のことをいう。建造物の屋根は，建造物の機能，利用目的に合致する必要がある；

2. 幾つかの具体的な場合におけるガイダンス

a) 畜産，栽培，林業，製塩業，水産業の施設及びその他の農業・農村開発の各施設の屋根における ĐMTMN システム：2020年2月28日付農業・農村開発省通達 No.02/2020/TT-BNNPTNT (通達 No.02) の規定に基づき，畜産農場，栽培農場等の所有者は，地域における土地利用に係るマスタープラン，計画に合致した生産ビジネスを実施する責務を有する。農場の確保は，地方 (政府) の権限に属する土

土地利用に係るマスタープラン、計画に合致する。決定 No.13 の規定に合致するため、農場（における）建造物は屋根を有していなければならない。畜産農場、栽培農場等の屋根は、農場の機能、類型に合致する必要がある。

b) 1つ又は複数の投資家による、直接的又は間接的に接続される（同じ1区画又は工業団地の屋根における）1地点における（各々のシステムが、1MW未満の容量を有する）1MW以上の総容量を有する複数のDMTMNシステムの場合；1つの投資家が互いに隣接する、1MW以上の総容量を有する複数のDMTMNシステムを買収する場合に関して：決定 No.13 及び通達 No.18 の規定に従い、これらの場合は、各々のDMTMNシステムは個別に電力売買契約が締結されるとともに、電気事業許可証が免除される。買収する組織又は個人は、以前の各投資家が署名した電力売買契約に関連する権利及び義務を継承するが、契約主体の変更手続きを実施しなければならないとともに、各DMTMNシステムの電力売買契約を一つの契約に統合してはならない。

c) 屋上太陽光発電に投資するために、太陽光発電プロジェクト、水力発電所又は火力発電所の敷地において、投資家が、オフィス、管理棟、厨房、休憩所及び職員のための駐車場並びに工場、資材倉庫の屋根を最大限に活用し、個別のメーターの設置を要請し、DMTMNシステムの電力売買契約を締結する場合：この場合、決定 No.13 及び通達 No.18 におけるDMTMNシステムに関する規定に合致していると認めた場合、EVNは電力売買契約の締結を実施することができる。

d) 太陽光発電の容量が1MWを超えないとともに、独立した機能を有する建造物の屋根に設置されない場合；1MW以上又は1.25MWp以上の容量の畜産農場、栽培農場等の太陽光発電システムの場合；太陽光発電システムが35kV以上の電圧レベルに接続している場合：これらの各場合は、決定 No.13 における規定に従ったDMTMNシステムにおける売電価格を適用されない。

d) 1MWを超える容量の屋上太陽光発電を設置する場合に対する優遇や、水産養殖場、畜産農場、栽培農場等がソーラーパネルを屋根として利用することに必要がある等の各要請については、2020年以降の実施状況、適用状況に応じたメカニズムを講じるために、商工省が研究、提案し、政府首相に報告し、（政府首相が）検討する。

### 3. 実施におけるEVNに対する要求：

a) 法令の規定及び上記の幾つかの内容に基づき、各電力ユニットに対し、決定 No.13 及び通達 No.18 における規定に正しく従って、DMTMNシステムの接続、電力売買契約の締結を実施するよう、ガイダンスする。

b) 既存の低、中、高電圧の送電システム（特に110kV送電システム）への過負荷を引き起こさないように、各DMTMNシステムが規定に適合して接続されることを確保する責務を負う；

c) 適用基準、標準、現行法令の規定に合致した建造物、及び建造物の機能、利用目的に合致した建造物の屋根に関し、自ら責務を負うことをコミットメントす

在ベトナム日本大使館作成仮和訳  
るよう、DMTMN システムの投資家に対して要請する。農場施設の DMTMN システムに関し、電力接続同意/合意又は電力売買契約の書類において、（通達 No.02 添付Ⅲの様式に従った）農場建設届出に関する町・村又は県レベルの人民委員会の確認を補充するよう、投資家に対して要請する；

d) DMTMN システムを有する各対象のビジネス条件、税務管理、請求書に係る各障害に関して提言するため、計画投資省、財政省に文書を送付する。

実施展開過程において、決定 No.13、通達 No.18 及び法令のその他の各規定に正しく従い、DMTMN システムの開発を管理するため、（地方政府の）省、中央直轄市の人民委員会が地域における各ユニットを指導することとする。

**宛先:**

- 上記のとおり；
- 大臣（報告のため）；
- ダン・ホアン・アン副大臣；
- 首相府；
- （地方政府の）省の商工局；
- 電力・再生可能エネルギー庁（EREA）；
- 商工省官房（広報の協力のため）；
- 保管: VT, DL (nltt-tr)

**大臣代理  
副大臣**

**（署名）**

**ホアン・クオック・ブオン**

（注）法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。